○中国地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月六日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県岩美郡岩美町本庄字縄手下七七番八から鳥取市福部町湯山字稲場六七四番一まで	前	BA 八・一〇〇～一四・〇〇〇	九七・〇〇〇メートル	七・七五七キロメートル　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・一〇〇～一四・〇〇〇	九七・〇〇〇メートル	七・七九七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月六日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区南中央町二番一二九から同市北区楢津字道下六五〇番一まで	前	BA 七・三〇～一二・〇〇〇	一〇・〇〇〇メートル	七・二四六キロメートル　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・三〇～一二・〇〇〇	一〇・〇〇〇メートル	七・二四六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月六日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 路線名　百八十号

(二) 供用開始の区間　岡山市北区西野山町一六七七番四から同市北区西野山町一九七六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

(三) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月六日

○四国地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月六日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 路線名　五十六号

(二) 供用開始の区間　伊予市市場字鳩岡甲一五四番一から同市稲荷字北田甲七〇三番一まで

(三) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月六日

○九州地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月六日　九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
筑後市大字尾島字船小屋一九三番一から同市大字尾島字栗ノ内一五番一まで	前	一五・〇〇～一六・〇〇〇	一五・〇〇〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後			〇・〇三四

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月六日　九州地方整備局長　岡本　博

(一) 路線名　二百九号

(二) 供用開始の区間　筑後市大字尾島字船小屋一九一番一から同市大字尾島字前畑七八四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

(三) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月六日

○北海道開発局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月六日　北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道川上郡標茶町字塘路二八〇番一から同町字塘路二八一番二まで	前	二一・五〇～四〇・〇〇〇	〇・三二〇メートル	
	後	二四・五〇～四七・〇〇〇	〇・三二〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月六日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号	北海道紋別郡雄武町字沢木九一〇番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部
二百三十八号及び二百三十九号	紋別市大山町四丁目二五番四から同市大山町四丁目二五番五まで	〃
〃	紋別市渚滑町三丁目四二番六から同市渚滑町三丁目四二番四まで	〃
三百九十二号	北海道白糠郡白糠町茶路基線一二一番三〇から同町マカヨ三番一まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年十二月六日